

第 1 章 総則

- 1 本校の学校教育目標「よりよく生きる」力の育成～自他共栄～を達成するためのものである。このため、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第 2 章 学校生活に関すること

安心して楽しい学校の集団生活がおくれるよう、次のような規則を設ける。「規則を守る事が、自分や友達のプラスになる、自分や友達を守り成長させる！」という意識をもって学校生活を送る。

1 登下校について

- (1) 生徒は常に生徒証を携行すること。
- (2) 遅刻しないように、余裕を持って登校する。
※ 8 時 30 分に着席していない場合は、遅刻となる。
- (3) 登下校の際には、交通ルールや社会的マナーを守る。安全に留意し、地域の方に迷惑をかけるようにする。
- (4) 登下校時には、買い食いなどはしない。下校時に外出する場合は、制服を着替える。
- (5) 登校後は、許可無く校外へ出ない。
- (6) 朝練習は 7 時 30 分から 8 時 15 分までとする。
放課後は教室・廊下の戸締りを確実にし、用事がない場合は、速やかに下校する。
部活動等の完全下校時刻は、原則 17:00 とする。
部活動の加入は任意とする。

2 学習について

- (1) 始業のチャイムまでに、席に着いて授業の準備をする。
- (2) 授業は集中して取り組む。
- (3) 体育や指示のあった教科以外の授業は、制服を着用する。
- (4) 宿題及び提出物は、期日までに必ず提出する。
- (5) 忘れ物が無いように授業準備を確実にして登校する。
- (6) 家庭学習は、宿題だけでなく自主勉強にも励む。

3 昼食について

- (1) 給食となる。給食がないときは弁当持参となる。
※業者の弁当を注文することもできる。朝学活で担任に連絡する。(400 円と 450 円の 2 種類)
- (2) 昼食は、決められた時間に自分の学級・席でとる。

4 掃除について

- (1) 割り当てられた掃除区域を学級で確認・分担し、みんなで協力して時間いっぱい行う。
- (2) 掃除時間以外でも、常にゴミを拾い清潔に保つ。
- (3) ゴミは基本的に出さない。ゴミを出す場合は、定められた分別方法で行う。
- (4) 学校の環境美化に努める。

5 学校生活について

- (1) お互いにその場に応じたあいさつをかわす。
- (2) 先生や来校者には、その場に応じたあいさつをする。
- (3) 教室移動の際には、消灯を確実にして速やかに移動する。
- (4) 上履と下履き・体育館シューズの区別をつける。
体育館シューズは、体育館での授業・部活動時のみで使用し、体育館入口ではきかえる。
朝会や集会の時には使用しない。
- (5) 特別教室・体育館の使用は、担当教師の許可を得る。
- (6) 校舎内外で危険を伴う遊びや行動をしない。

6 所持品について

- (1) 学校には貴重品や学習・部活動に必要な物以外は持って来ない。
携帯電話、ゲーム機、オーディオ機器類、雑誌類等の不要物の持込については、その場で預かり、保護者に返却する。
- (2) 不必要な金銭は持って来ない。持って来た場合は、担任に預ける。
- (3) すべての持ち物、体操服等には学年・R・名前を記入する。
- (4) 紛失した場合は、早く担任に届ける。

7 届出について

- (1) 欠席・遅刻・早退・欠課の時には、保護者が8時15分までにすぐるか担任に届ける。
- (2) ガラス等の公共の施設を破損した時には、すぐに担任に届ける。その後、教頭の所に行く。
(場合によっては実費を弁済する。)
- (3) 保健室に行くときには、許可書を担任や教科担任に書いてもらう。
- (4) 証明書・学生割引証等が必要な時は申込書に必要事項を記入し、担任を通して早めに事務の先生に申し出る。
- (5) 事故があった時は、学校に報告する。
- (6) カウンセリングを希望する時は、事前に先生を通じて予約する。

8 校外生活について

- (1) 外出の際には行き先及び帰宅時間を保護者に告げて、暗くならないうちに帰宅する。
- (2) 危険な場面に出会ったら、大声を出す・逃げる・近くの家へ駆け込む・人に知らせる・相手の特徴を確認する等、自らの安全確保に努める。そして、学校に連絡する。

9 服装等に関するきまり

- (1) 制服について
別紙「制服のきまり」に定める。
- (2) 頭髪等について
 - ①頭髪は清潔で中学生らしくする。(モヒカン・剃り込み・変形等の特異な髪型は禁止)
 - ②毛染め・脱色・パーマ等はしない。整髪剤を使用して登校しない。
 - ③前髪は目にかからない(結膜炎防止)、後髪は肩にかからない長さにする。長い(両肩を結ぶ線を越える)場合は、黒・茶・紺のゴムでまとめる。その場合でも極端に長くしない。
 - ④ピアス、ネイル、カラーコンタクト、アイプチ、色付きリップ、化粧等はしない。

(3) 靴下について

- ①靴下は、男女とも白・黒・紺色の無地とする。ワンポイントはよい。(くるぶしソックスは禁止。)
儀式は白ソックス・ストッキングは肌色とする。
- ②冬季の女子のストッキング・タイツは黒・肌色の物のみとする。

(4) 履物について

- ①通学靴は、白基調布製又はビニール製で、靴底は平とする。
- ②上履は学校の規定の物を使用する。
- ③通学靴・上履ともに名前をはっきり書いておく。
- ④体育館シューズは学校の規定の物とし、体育館での授業と部活動のみで使用する。上履又は下履に使用しない。

(5) カバンについて

- ①手提げ・肩掛け等、学校の規定の物とする。
- ②セカンドバックも学校の規定の物を使用する。

(6) その他の服装について

- ①体育の授業の服装は、学校の規定の体操服を着用する。
- ②手袋・マフラーについては派手でない物を着用する。着用期間は別途指示する。また、校舎内では着用しない。
- ③放課後や休日等の校内への出入りも制服・体操服で行う。私服で出入りしない。
- ④登下校時の防寒着については、学校指定もしくは部活動で購入したウインドブレーカを着用する。

10 自転車通学に関するきまり

- (1) 学校が定めた地域のみ許可する。 別紙
- (2) 自転車通学希望者は申請書を提出し、鑑札を自転車後輪のタイヤカバー後部に貼る。
- (3) 自転車は、変形ハンドル・整備不良(ブレーキ・ベル・ライト・鍵等)の自転車は許可しない。
- (4) ヘルメットを着用する。
- (5) 雨天時は、傘を使用しない。
- (6) 自転車は必ず決められた場所に置き、カギをかける。 ※ツーロックが望ましい。
- (7) 交通ルールを守る。
- (8) 部活動で休日中に登下校したり、対外試合・大会等の時に自転車を利用する場合は、顧問の指示に従い、ヘルメットを着用する。
- (9) 自転車通学許可がない生徒については、上記以外の場合に自転車通学をすることは禁止である。
- (10) 自転車通学に関するきまりに違反した場合は、本人と話し合いをする。(保護者連絡)